

保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の概要

届出の対象者

- 令和6年12月31日時点で、保健師、助産師、看護師及び准看護師として業務に従事している方。
- 産休・育休・病休であっても、一時的な休暇で、雇用関係がある場合は届出が必要。
- ＜届出不要の方の例＞
 - 免許を有しているが、看護業務と全く関係のない業務に従事している方、離職している方。
 - 免許を有しているが、養護教諭として従事している方。

保健師助産師看護師法（抜粋）

- 第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。
- 第45条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
 2 第33条又は第40条から第42条までの規定に違反した者

届出の方法

- 「医療従事者届出システム」にて、オンラインでの届出をお願いします（右面参照）。
- オンラインでの届出が困難な場合に限り、紙での届出も受け付けますので、届出票（紙）を就業地を管轄する保健所にご提出ください（施設に所属していない方は、届出票（紙）での届出になります）。

記入にあたっての留意事項

※裏面の（記載例）もご参照ください。

◆ 登録番号、登録年月日

- 再交付又は書換え交付を受け、登録番号が変更になった場合でも、登録年月日は当初に登録された年月日とする。

◆ 業務に従事する場所

（雇用形態）

- 「3派遣」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第2号（昭和60年法律第88条）」に規定する派遣労働者（同条第4号に係る者を含む）を指す。

（常勤換算）

- 「1フルタイム労働者」：1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者
- 「2短時間労働者」：フルタイムの労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者
 ⇒（ ）には以下の式により常勤換算した数値を記入する。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの契約労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

- 例）フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、
- 週2日8時間勤務の場合（アルバイト等）：0.4人
 - 週5日6時間の場合（育児短時間勤務等）：0.8人

（従事期間等）

- 従事期間は、現在従事している場所における連続した従事期間の年数により記入する。
- ただし、従事場所に変更があっても、同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤に伴う場合は従事場所に変更がなかったものとみなして記入する。

連続の例	同一の医療法人が設置する病院と診療所間の異動
非連続の例	同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホーム間の異動

- 「ア新規」：免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事し、卒業後1カ月以内に就業した場合に記入する（卒業後一定期間看護師等の業務に従事しなかった者は含まない）。
- 「イ再就業」：現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合に記入する（ただし、「ア新規」を除く）。
- 「ウ転職」：現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合に記入する。

◆ 看護師の特定行為研修の修了状況（令和6年12月31日現在） ※対象は看護師のみ（准看護師は含まない）

- 指定医療機関において特定行為研修を修了し、「特定行為研修修了証」が交付されていれば「1有」を選択する。
- 「1有」を選択：「特定行為研修修了証」に記載されている指定研修機関名及び指定研修機関番号を記入する。「修了した特定行為区分」欄には、特定行為研修区分コード表より該当する全ての数字を左詰めで記入する（領域別パッケージ研修に含まれる項目も記入する）。「修了した領域別パッケージ研修」がある場合は該当する全ての領域を記入する。
- 「2無」を選択：何も記入しない。

要注意 特定行為研修とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する研修です。認定看護師や専門看護師の資格とは異なり、単に特定の領域で従事している方は対象外です。

医療機関等の管理者・事務担当者、看護職員の皆様へ

看護職員の業務従事者届はオンラインで届出を！

保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師・助産師・看護師・准看護師として業務に従事する方は、2年に一度、12月31日現在における業務従事状況等について、都道府県知事へ届け出る必要があり、令和6年は届出年です。

令和4年から、厚生労働省の「医療従事者届出システム」の運用が開始されておりますので、各施設毎にとりまめの上、原則、オンラインでの届出をお願いします。

※届出方法は施設により異なりますので、詳細は施設担当者にご確認ください。

※施設に所属しない個人の方は、従来通り届出票（紙）での届出になります。

「医療従事者届出システム」のご案内

届出方法

1. オンラインによる届出
2. 医療従事者届出システムログインはこちら
3. 医療従事者届出システム

スクロール

「医療従事者届出システム」を初めてご利用になる施設のご担当者の方は、まずは利用申請を行う必要があります。

オンラインからの届出方法、システムの利用方法等については、厚生労働省のコールセンターにお問合せください。

電話番号: 0120-330-742
 受付時間: 平日9:30～17:30

届出締め切り
 令和7年1月15日(水)

届出内容や記載方法について詳しく知りたい場合は、徳島県ホームページ（医療とくしま）をご覧ください。



医療とくしま



- 徳島県ホームページ（医療とくしま）において、「記載要領」や「Q&A」等を公開しております。
- オンライン届出ができない場合は、届出票（紙）による届出を就業地を管轄する保健所で受け付けます。届出票（紙）が足りない場合は、徳島県ホームページ（医療とくしま）からダウンロードが可能です。

ご不明点等は、医療政策課（088-621-2226）または就業地を管轄する保健所へお問合せください。

- ・徳島保健所（088-652-5152・5153）
- ・阿南保健所（0884-28-9867）
- ・美波保健所（0884-74-7374）
- ・吉野川保健所（0883-24-1114）
- ・美馬保健所（0883-52-1017）
- ・三好保健所（0883-72-1122）